

改正

平成29年3月1日告示第20号

令和2年3月27日告示第69号

会津美里町資源回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津美里町（以下「町」という。）において各種団体が資源物の再生利用化及びごみの減量化の推進に資することを目的に再生利用可能な資源物の回収（以下「資源回収」という。）を実施する活動について、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 別表資源物の欄に掲げるものをいう。
- (2) 実施団体 町内の子供会、PTAその他これらに類する団体で資源回収を実施する団体をいう。

(奨励金)

第3条 奨励金は、実施団体に交付するものとし、その額は、別表に規定する基準に従って算出した額とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、資源物回収奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に回収業者が発行した計量伝票を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定めるもののほか、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(奨励金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、奨励金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定をしたときは、資源物回収奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第6条** 実施団体は、規則第9条の規定により奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。この場合、同条に規定する別に定める期日とは、申請の日から起算して14日以内の日とする。

（奨励金の交付請求）

- 第7条** 前条の規定により交付の決定を受けた実施団体は、奨励金の交付の請求をしようとするときは、資源物改修奨励金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定の取消し等）

- 第8条** 町長は、奨励金の交付決定通知又は奨励金の交付を受けた実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）申請書その他書類の内容に虚偽の記載があったとき。

（2）奨励金の交付決定の内容その他この要綱又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

（その他）

- 第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の会津高田町資源回収運動奨励金交付要綱（平成6年会津高田町告示第24号）、会津本郷町資源回収奨励金交付要綱（平成11年会津本郷町告示第11号）又は新鶴村資源回収報奨金交付要綱（平成7年新鶴村要綱第3号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定により

なされたものとみなす。

附 則（平成29年3月1日告示第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第69号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

資源物		奨励金算定基準	
缶類	アルミ缶	1 kg につき	8 円
古布類	ボロキレ等	1 kg につき	9 円
瓶類	リターナブル瓶（容積が1.8リットル以上の瓶）	1本を1kgに換算し、1kgにつき	7 円
	リターナブル瓶（その他の瓶）	1本を0.6kgに換算し、1kgにつき	7 円
古紙類	新聞紙	1 kg につき	1 円
	雑誌	1 kg につき	2 円
	段ボール	1 kg につき	3 円
	紙パック	1 kg につき	10 円
	紙製容器包装	1 kg につき	10 円